

精神障害者である短時間労働者の算定方法の見直しについて

平成30年4月1日～平成35年3月31日の間、下記の対象者となった方は

精神障害者である短時間労働者※1の雇用率算定方法が対象者1人につき**0.5人→1.0人**となります※2

対象者

精神障害者である短時間労働者であって、以下の

(ア) (イ) いずれにも該当しており、かつ①もしくは②に該当する方

(ア) 平成35年3月31日までに雇入れられた者

かつ

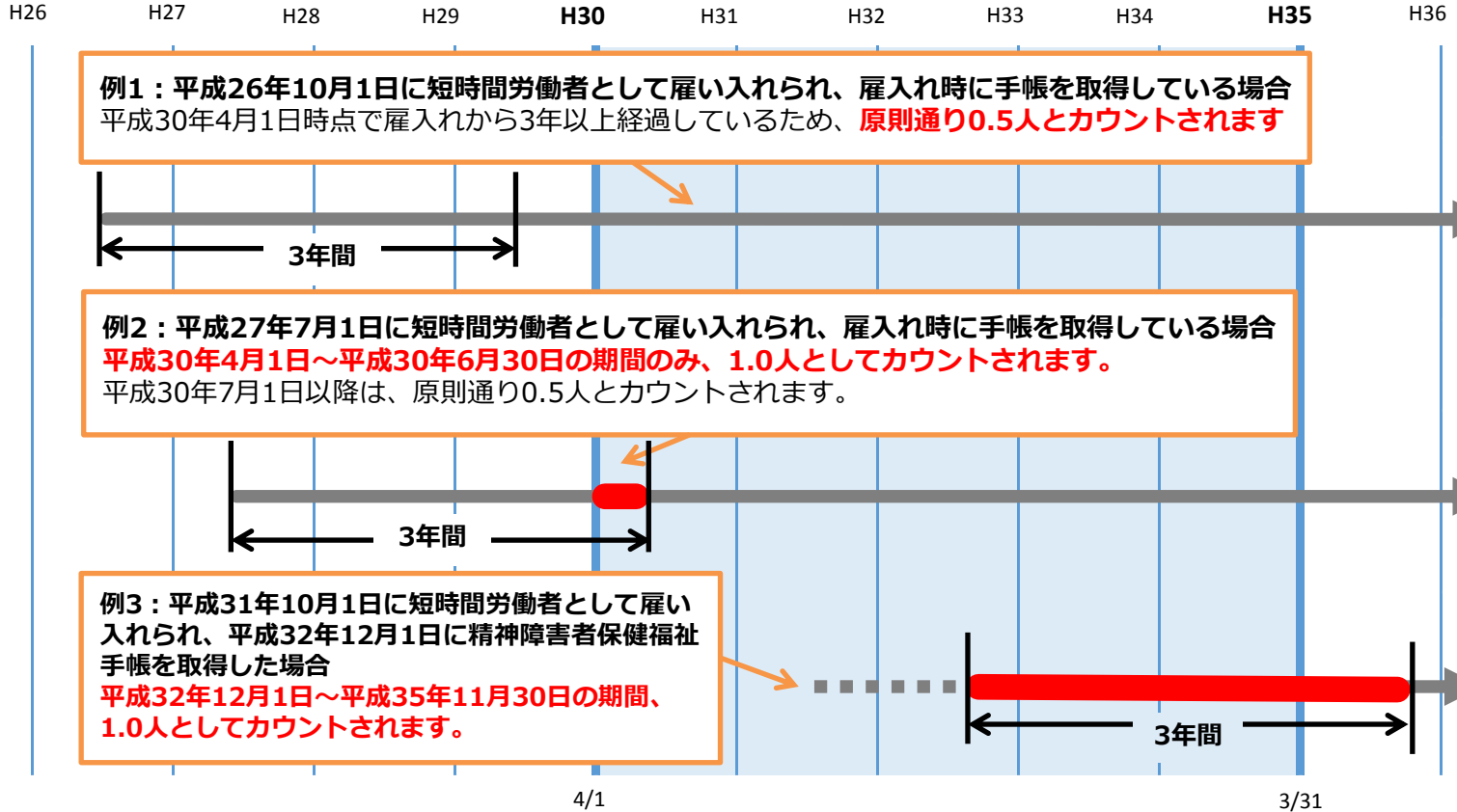
(イ) 平成35年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者



①雇入れから3年以内の方

もしくは

②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方



※1 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方

※2 下記の条件にご留意願います。

条件1: 退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主に再雇用された場合は、特例の対象となりません。

条件2: 知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、知的障害の判定が行われた日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

この期間、左記の「対象者」に該当する場合、特例措置により**0.5人→1.0人**としてカウントされます。

--- 0.5人カウントの期間
--- 1.0人カウントの期間

「精神障害者」と「精神障害者保健福祉手帳」について

「精神障害者」とは？

障害者雇用率算定対象となる方は、「**精神障害者保健福祉手帳**」を所持している方のみとなります。診断を受けていても、手帳を所持していない方は、障害者雇用率の算定対象外となります。ただし、診断書などがある方は障害者トライアル雇用などの支援が受けられます。

「精神障害者保健福祉手帳」とは？

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスや各種割引サービス等を受けることができます。手帳を持つことで不利益が生ずることはありません。

①対象となる方

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方を対象としています。対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症 ・うつ病、そううつ病などの気分障害 ・てんかん ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- ・高次脳機能障害 ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等） ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

※ただし、知的障害があり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳制度により手帳を申請できます。

②等級について

障害等級	内容
1級	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

③申請窓口

市町村の担当窓口になります。

④手帳の有効期間

手帳の交付日から2年が経過する日の属する月の末日までとなっています。

2年ごとに診断書を添えて、更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

※厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より抜粋
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/3_06notebook.html

